**計画の基本理念**

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

○　子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

**推進にあたっての基本的な考え方**

　○国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援

　　　「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の趣旨を踏まえつつ、国、大阪府、市町村等が適切に役割を分担し、互いに連携しながら総合的な取組みの推進に努める。

○福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援

ひとり親家庭等の円滑かつ早期の自立促進には、生活全般にわたるきめ細かな相談と就業に関する情報提供、就業する際の子育て支援、住宅など、福祉分野と雇用分野をはじめとした幅広い行政分野の連携による支援が不可欠であり、関係機関が相互に緊密な連携を図りながら施策の推進に努める。

○相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

　　ひとり親家庭等の抱えている不安や問題を早期に発見、把握して、その解決に必要な助言、情報提供、専門機関へのつなぎなど関係機関が連携を強化し、適切な支援を実施する。

**計画の基本目標**

　（１）就業支援　　　　（２）子育てをはじめとした生活面への支援　　　（３）養育費の確保・面会交流支援

　（４）経済的支援　　　（５）相談機能の充実 　　　　（６）人権尊重の社会づくり

**【計画のポイント】**

* 子どもの貧困対策を視野に、ひとり親家庭等の安定雇用に向けた就業支援と子育て等生活支援及び

それを支える支援者、関係機関の連携等を重点として、総合的な施策を推進する。

**計画の策定にあたって**

**策定の趣旨**

▶　「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」等の施行など、さまざまな状況を踏まえ、ひとり親家庭等を対象とした総合的かつ計画的な施策の展開

**計画の位置づけ**

▶　母子及び父子並びに寡婦福祉法第1１条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえた、同法第１２条に定める自立促進計画

**計画の期間**

▶　令和２年度から令和６年度までの５年間

**計画の推進**

▶　国、大阪府の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等が連携して取り組み、進捗状況の把握・公表等を行い、子どもの貧困対策部会へ報告し、その意見等を踏まえ、必要に応じ新たな課題への対応を行う。

**計画の評価**

▶　子どもの貧困対策部会等の意見を聴取し、府において計画期間の最終年度に評価を行う。

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の概要（案）

**１　就業支援**

**３　養育費の確保、面会交流支援**

◇母子・父子自立支援員等による相談支援の実施

◇府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実

◇土日・夜間相談事業の実施

◇配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

◇子ども家庭センター等による相談事業の実施

◇母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実

◇府・市町村担当課による情報提供等の充実

◇関係機関等との相互連携の推進

◇学校等教育機関との連携の推進

**５　相談機能の充実**

**６　人権尊重の社会づくり**

◇人権啓発に関する施策の推進

◇入居差別解消に向けた啓発の実施

◇企業に対する公正採用に関する啓発の実施

◇個人情報の取扱い等に関する取組の推進

**４　経済的支援**

◇母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施

◇児童扶養手当の適正な給付業務の実施等

◇ひとり親家庭医療費助成等の実施

◇各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

◇養育費確保に向けた取組の推進

◇養育費相談支援センター事業の推進

◇法律等相談事業の実施

◇面会交流に向けた支援

◇母子・父子自立支援員等による相談機能の強化

◇公益社団法人家庭問題情報センターとの連携

大阪府の現状

・児童扶養手当受給者数　 H31.3　80,201人

・離婚件数　　　　　　 H30 16,728件

離婚率　　　　 　　　 H30　 1.93％

　　　　　　　　　　　(※全国平均　1.70%)

・生活保護受給母子世帯数 H31.3 12,659世帯

※離婚件数・離婚率及び生活保護受給母子世帯数については速報値

◇保育所等優先入所の推進

◇多様な保育、子育て支援サービスの提供

◇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

◇ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用

◇生活支援講習会等事業の実施

◇母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

◇公営住宅における優先入居の推進等

◇住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等

◇子どもの学習支援等の推進

**2　子育てをはじめとした生活面への支援**

**【就業あっせん】**

◇母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

◇母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

◇地域就労支援事業による就労支援

◇母子・父子自立支援員による就業相談

◇OSAKAしごとフィールドによる就労支援

◇国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

◇公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介

**【職業訓練等の実施・促進】**

◇公共職業訓練の実施

◇就業支援講習会の実施

◇母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

◇技能習得期間中の生活資金貸付の実施

◇職業能力形成プログラム(ジョブ・カード制度)の推進

**【就業機会創出のための支援】**

◇民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ

◇ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進

◇母子・父子福祉団体等への業務発注の推進

◇公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での

雇用に向けた取り組み

◇ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設

◇ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援

◇特定求職者雇用開発助成金等の活用

◇試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進

◇助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

６